

日本の海岸線を歩く会会則

1. 会の目的

- (1) ユーラシア大陸の徒歩旅行が2011年11月に日本橋に到着して無事終了したが、引き続き多くの仲間と楽しく行動出来る一つの目標として設定する。
- (2) 多くの仲間が参加できるように歩行の範囲は国内とし、さらに今までに歩行された例が少ないと思われる日本の海岸線に沿ってぐるっと歩くことにより、そこに住む人々との交流を図り、各地の風土・文化の理解努め、日本再発見の礎とする。
- (3) 多くの仲間と共に、歩くという人間の基本的な動作を通して、健康の維持・増進を図る。

2. 会の概要

- (1) 会の名称 : 日本の海岸線を歩く会
- (2) 組織 : 首都大学東京ワンダーフォーゲル部 OB 会内に設置する。
OB 会内の活動の位置づけとしては、「その他の活動」とする。
- (3) 会員・特別会員 : OB 会のメンバーおよび現役部員で、本会の目的に賛同した者を会員とする。
なお、会員の家族や友人で歩行に参加し、会長が認めた者は特別会員とする。
会員および特別会員は、特に異論がなければ名簿(メーリングリスト)に登録する。
- (4) 会の運営 : 総会を年一回以上開催し、会の活動方針の決定、会計報告の承認等を行なう。
会長および事務局を置き会の運営を行う。
会長および事務局員は総会において選任し、特に任期は設けない。
事務局には、事務局長、企画・コース管理、会計、広報・記録などの係りを設ける。
- (5) 会の住所 : 会計係の住所に置く。

3. 基本ルート

- (1) 基本的には、本州・四国・九州(沖縄も含む)・北海道の海岸線とし、島(例えば佐渡島など)についてはオプションルートとする。
- (2) 厳密に海岸線をたどることは無理なため、海岸線に沿った歩ける道を歩くものとし、砂浜等を歩行しても良いが、危険のないルートとする。
- (3) ルートは次の 13 ブロックに分け、特に歩行順序は定めない。
 - ① 東海ブロック(日本橋⇄四日市)
 - ② 近畿ブロック(四日市⇄明石)
 - ③ 山陽ブロック(明石⇄下関)
 - ④ 山陰ブロック(下関⇄敦賀)
 - ⑤ 四国ブロック(四国一周)
 - ⑥ 九州ブロック(九州一周)
 - ⑦ 沖縄ブロック(沖縄本島一周)
 - ⑧ 北陸ブロック(敦賀⇄新潟)
 - ⑨ 西東北ブロック(新潟⇄青森)
 - ⑩ 北海道ブロック(北海道一周)

- ⑪東東北ブロック(青森⇄勿来)
- ⑫常磐房総ブロック(勿来⇄日本橋)
- ⑬諸島(佐渡島ほか)ブロック ← オプションブロック

4. 歩行の方法

(1) 実行期間

特に期間は限定しないが、2013年4月から10年程度を目安とする。

(2) スタート・ゴール地点と歩行順序

スタート地点は日本橋とするが、歩行順次は特に定めず、各ブロック毎に歩行を進める。

ゴール地点については歩行が進捗した段階で検討する。

なお、歩行の企画に当たっては、各ブロック内であまり虫食い状態にならないことを配慮する。

(3) 歩行ルート・日程設定

歩行ルートや日程設定は歩行者に一任するが、会の目的に沿ったものとし、危険や無理のないものとすると共に、日程については土曜・日曜・休日を含ませ、途中参加など多くの人が参加しやすくすることが望ましい。

なお、歩行ルート周辺の地域への旅行は制約しない。

(4) 歩行計画の策定

①歩行を企画する場合、歩きたい区間の歩行計画(概略で可)を事務局に提出すると共に同行者を募る。

②同行者を募る場合、メーリングリスト等を利用して、広く計画を周知させることが望ましい。

③歩行チームはリーダーを選び、詳細な計画書(所定の書式による)を事務局に提出する。

④歩行参加者については歩行者登録される。(事務局にて管理)

(5) 各歩行区間のつなぎ

各歩行区間のつなぎ部分については歩行者に一任するが、鉄道の駅や道路上の県境等、分かり易い地点とする。

なお、各ルートの歩行については、リレー方式でなくても良く、最後につながっていれば良いものとする。

(6) 費用負担

歩行者の自己負担とする。

(7) 安全確保

歩行者は事前調査を充分に行ない、極力旅行保険に入ることが望ましい。

現地では安全確保・事故防止に努めると共に、原則として2名以上で行動する。

万一、事故や重大なトラブルが発生した場合は、速やかに会長または事務局長に報告する。

(8) 会員以外の参加

会員の家族・友人の参加は歓迎する。ただし、その歩行に当たっては会員が同行すること。

(9) 行動記録の提出

歩行終了後、活動記録(所定の書式による)を作成し、事務局に提出する。

5. 会の運営

(1) 会長の役割

会長は会の統括を行う。

(2)事務局の活動

- ①ルートの調査と決定、歩行計画・歩行記録の受付・保管等のルート管理を行うと共に計画の推進を図る。
- ②会員、特別会員への情報発信を行ない、相互の情報の共有化を図ると共に親睦を図る。
- ③OB 会に対して定期的にその活動を報告する。
- ④活動資金の管理を行う。
- ⑤その他、活動上何らかの対応が必要となった場合、その対応に当たる。

(3)会員、特別会員、歩行参加者の義務

- ①歩行に参加した者は会の活動資金として、歩行1日に付き100円の参加費を納める。
- ②会員は計画遂行に協力すると共に、総会および適宜開催される会議へ出席する。
- ③日常より適宜運動を行ない、体力維持と老化防止を図る。

(4)会則の変更

会員からの変更提案があった場合、事務局にて審議し決定するが、必要あれば総会において審議し決定する。

2013年4月制定

改定

2014年6月22日 歩行ルートのブロック分け変更
附則追加

日本の海岸線を歩く会会則(附則)

海岸線の歩行については、出来るだけ多くの方々に歩行に興味を持って頂くと共に歩行に参加して頂くため、次の2つのメーリングリストを使用して、皆さんに歩行計画や進捗状況等について連絡する。

2つに分ける理由は、海岸線を歩く会の会員でないOB会員・現役部員の皆さんに頻繁にメールが飛び交うことのないように、必要な情報のみを配信専用で皆さん送るメーリングリストおよび会員の活発な意見交換を目的とした会員専用のメーリングリストが必要と考えたためである。

なお、2つのメーリングリスト(AおよびB)の内容は次の通りとする。

(A) TMUWV OB 向け配信用<wvkaiganall@googlegroups.com>

(1) 登録メンバーは、TMUWV のOB会のメールマガジンに登録されている方を中心に、登録を希望された方を含む方々。

(2) 海岸線を歩く会から配信を予定している情報は次の通り。

① 概略の歩行計画と歩行への参加勧誘

② 海岸線を歩く会のホームページ更新の連絡

なお、ホームページでは歩行の進捗状況や詳細な歩行記録などが閲覧できる。

(3) このメーリングリストで配信されたメールは、そのまま返信することは出来ないため、歩行への参加希望は歩行計画立案者(その都度連絡)または事務局長(氏名、メールアドレスは最後に記載)まで連絡する。

また、海岸線を歩く会への会員登録希望および会への要望事項並びにメール配信不要などについては事務局長まで連絡する。

(B) 海岸線会員向け配信・相互意見交換用<wvkaigan@googlegroups.com>

(1) 登録メンバーは、海岸線を歩く会の会員とする。

これには、ユーラシアの会の会員であった方(登録削除を希望された方は除く)、会員登録を希望された方、既に歩行に参加された方々が会員登録されている。

(2) 海岸線を歩く会から配信を予定している情報は次の通り。

① 概略の歩行計画と歩行への参加勧誘

② 海岸線を歩く会のホームページ更新の連絡

③ 詳細歩行計画書、歩行報告書、その他連絡事項全般

(3) なお、このメーリングリストで配信されたメールは、そのまま返信
することが出来るが、会員全員へ配信されるので、返信に当たっては
その内容をよく吟味してから送信するか、必要な方に転送する。

現在の事務局長の氏名とメールアドレスは次の通り。

住山 茂

sumiyamas@w3.dion.ne.jp

以上

2014年4月4日

日本の海岸線を歩く会

会長 江守 善昭

事務局長 住山 茂

訂正

2014年6月22日 メーリングリストをヤフーからグーグルに変更